

緊急事態措置に伴う 営業時間短縮についてのお願い

①対象区域

大阪府全域

②期間

令和3年1月14日から
令和3年2月7日まで



大阪府広報担当副知事 もずやん

③特措法第24条第9項に基づく要請

対象施設	要請内容
【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店（宅配・テイクアウトサービスを除く） 【遊興施設】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	営業時間短縮 （5時から20時）を要請 ただし、酒類の提供は11時～19時



感染防止宣言ステッカーの登録が
まだの方はあわせて登録も
お願いします。

登録はこちらから!!



感染拡大防止のため皆さまの協力をお願いします

(営業時間短縮等に関する問い合わせは)

緊急事態措置コールセンター 電話番号 06-4397-3268 (平日9時～18時まで)
※1月16日(土)・17日(日)は開設しております。

大阪府ホームページ : <http://www.pref.osaka.lg.jp/>

(仮称) 大阪府営業時間短縮協力金に関するご案内

※詳細については、必ず大阪府ホームページ等でご確認ください。

大阪府営業時間短縮協力金



概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止に向けて、令和3年1月14日から2月7日の25日間、営業時間短縮要請に全面的にご協力いただける飲食店等に対し、新たに協力金を支給いたします。

対象者

営業時間短縮要請を受けた飲食店等を有する、次の(1)から(4)のすべてを満たす事業者

- (1) 大阪府内に要請対象施設（店舗）を有すること
- (2) 夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた要請対象施設（店舗）において、令和3年1月14日から2月7日の間、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供は11時から19時までとすること
※ただし、準備期間が必要な場合もあるため、1月18日から要請を遵守している場合も対象とします。
- (3) 感染拡大防止ガイドラインを遵守し、令和3年1月14日までに要請対象施設（店舗）において感染防止宣言ステッカーを導入していること
※令和3年1月18日から要請を遵守する場合は、1月18日までにステッカーの導入が必要です。
※感染防止宣言ステッカーを導入していない期間は、休業していることが必要です。
- (4) 食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業に必要な許可を取得していること

支給額

1店舗あたり 150万円（6万円×25日）

ただし、1月18日から2月7日まで要請を遵守している場合 1店舗あたり 126万円（6万円×21日）
要請遵守の開始日が1月15日から1月17日までの間も126万円になります。

申請手続

令和3年2月8日 受付開始予定

申請方法等については、決定次第、大阪府ホームページにて公表予定です。

問い合わせ

(仮称) 大阪府営業時間短縮協力金に関するコールセンター

電話番号 06-6210-9525

時間 午前9時から午後7時まで（日曜日及び祝日は除く。ただし、1月17日(日)は受け付けています。）